

請願文書表

令和4年6月7日受理

受理 番号	件 名	請 願 者 住 所 ・ 氏 名	紹 介 議 員	付 託 委 員 会
1	豊橋市民プールの復活に関する請願	ほか12,277人	寺本泰之 斎藤 啓 鈴木みさ子	総務

A
22
30

4 請願第1号 豊橋市民プールの復活に関する請願

(請願趣旨)

豊橋市民プール（以下、市民プールと略）は、令和3年6月の議会で廃止条例が議決され、昨年の9月5日の営業を最後に指定管理期間終了に合わせて令和3年度末で機能廃止されることになっています。そして令和4年度には解体・処分されると聞きます。

しかし、こうした手続きが豊橋市より市民プールを利用していた住民等に十分説明を行ってこなかったことは計画が知られていない現状からも明らかです。豊橋公園の活用は新アリーナ建設計画ありきで進められており、今回の市民プール廃止の決定は住民不在の決定と言わざるを得ません。

豊橋市は市民プール廃止の理由に施設の老朽化、入場者数の減少が挙げられています。しかし、2008年に建物と循環ポンプが新設され、十分活用できる施設となっているとともに、入場者数については、コロナ禍にも関わらず夏休み中心に1万2千人以上の利用者があり、いずれも廃止の理由に当たりません。

豊橋市では学校のプールを廃止し、水泳の授業は民間のプールへ行くことになっており、これまでのように子どもたちは夏休み等に自由に水遊び・水泳を楽しむ機会が大きく減ってしまう状態が予想されています。これを考えても、市民プールは子どもたちの健康をサポートする貴重な施設といえます。

また豊橋市のホームページには「市民プール使用について」として『幼児は、保護者同伴で幼児用プールを利用する。オムツが取れていない幼児は、水遊び用オムツ（防水オムツ）を水着の下に着用すること。乳児（1歳未満の者）は利用できない。ただし保護者が常時同伴できる場合は、プールサイドまでは入場させることができる。』と説明しています。これを見ても乳幼児、子育てに配慮された貴重な施設です。

豊橋公園の緑に囲まれ太陽が降り注ぐ屋外に設置された市民プールは、東三河唯一の公立屋外プールであり、今後も大切に育てていくべき施設だと考えます。

現在市民プール跡地利用については何ら決定されていません。この状況を踏

令和4年度

6月議会

まえて、次の事項についてお願いします。

(請願事項)

- 1 「豊橋市民プール」を、令和4年度以降も維持復活し開設すること